

告 示

埼玉県告示第五十二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第七号に規定する指定地方公共機関として次のとおり指定した。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 学校法人埼玉医科大学
- 二 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 三 医療法人本庄福島病院
- 四 一般社団法人埼玉県医師会
- 五 一般社団法人埼玉県歯科医師会
- 六 一般社団法人埼玉県薬剤師会
- 七 公益社団法人埼玉県看護協会
- 八 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会
- 九 伊奈都市ガス株式会社
- 十 人間ガス株式会社
- 十一 角栄ガス株式会社
- 十二 埼玉ガス株式会社
- 十三 坂戸ガス株式会社
- 十四 幸手都市ガス株式会社
- 十五 松栄ガス株式会社
- 十六 新日本瓦斯株式会社
- 十七 西武ガス株式会社
- 十八 大東ガス株式会社
- 十九 秩父ガス株式会社
- 二十 東彩ガス株式会社
- 二十一 日高都市ガス株式会社
- 二十二 武州瓦斯株式会社
- 二十三 本庄ガス株式会社
- 二十四 武蔵野瓦斯株式会社
- 二十五 鷲宮ガス株式会社
- 二十六 一般社団法人埼玉県LPガス協会
- 二十七 一般社団法人埼玉県バス協会
- 二十八 一般社団法人埼玉県トラック協会

